

公設民営園(三輪・川田・下氷鉤) の施設移管について

平成27年1月

長野市こども未来部 保育課

1 土地・建物等の現状

平成26年4月1日現在

園名	敷地面積(m ²)	構造	建築年	処分制限期間	経過年数	残制限期間	定員(人)
三輪	1,557	RC 鉄筋コンクリート	平成8年3月	47	17	30	80
川田	2,295	W木造	平成12年3月	22	13	9	80
下氷鉤	2,544	W木造	昭和61年2月	22	27	0	90

※耐用年数:「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)」の耐用年数に基づく。



三輪保育園(三輪8丁目)



川田保育園(若穂川田)



下氷鉤保育園(稲里町下氷鉤)

2 これまでの経緯

園名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	運営主体
三輪	A			B	C	D						E	(社福)ミツワ会	
川田	A							B	C	D			E	(学法)朝陽学園
下氷鉦	A								B	C	D		E	(社福)おおぞら作新会



A: 保護者・地元説明(平成15年度から随時開催)

* 年度・園によって開催頻度は異なる。

B: 事業者選定

C: 引継ぎ保育

D: 民営化(運営委託)

E: 民営化(施設移管→民設民営)

3 運営委託開始時の入所児童数と現在との比較

各年4月1日現在

(人)

園名	三輪			川田			下氷鉤		
	H21 (委託開始)	H26	増減	H24 (委託開始)	H26	増減	H25 (委託開始)	H26	増減
0歳	2	5	3	2	9	7	0	1	1
1歳	8	10	2	6	15	9	11	12	1
2歳	11	15	4	9	13	4	8	14	6
3歳	19	21	2	17	15	△ 2	17	25	8
4歳	14	22	8	17	18	1	23	23	0
5歳	17	19	2	15	18	3	29	21	△ 8
計	71	92	21	66	88	22	88	96	8

・各園とも、運営委託開始時の入所児童数と比較し増加している。

4 運営委託の評価

評価項目	内 容	評 価		
		三輪	川田	下氷鮑
運営法人の健全性	<ul style="list-style-type: none"> ・公設民営保育所として、児童福祉法に基づく保育が実施されているか ・法令が遵守されているか ・法人の組織体制は健全で良好か 	適	適	適
施設の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・保守・点検、保安等は法令等に基づき実施しているか 	適	適	適
運営収支	<ul style="list-style-type: none"> ・経理等が適正にされているか ・収支が適当か 	適	適	適
運営全般	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に基づく保育が実施されているか ・保育士の配置が、市基準以上に確保されているか ・職員の資質、能力向上のため研修が実施されているか 	適	適	適
サービス向上の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・民営化園としてサービスの向上に取り組んでいるか 	適	適	適
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練、消火訓練を実施しているか ・事故発生時や災害発生時の対応は適確か 	適	適	適
地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した運営を行っているか 	適	適	適
利用者(保護者)評価	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者アンケートを実施し、ニーズに沿った運営をしているか ・利用者の評価は良好か 	適	適	適

園 名	評 価
三 輪	「保育所保育指針」に基づき適正に保育がされている。スポーツ選手との交流など保育内容も充実している。全室へのエアコン設置、送迎用駐車場の拡充、運動プログラムの導入など、保護者のニーズに沿った運営がされている。
川 田	「保育所保育指針」に基づき適正に保育がされている。英語遊び、独自の運動プログラムの導入など、保育内容も充実している。全室へのエアコン設置、送迎用駐車場の拡充など保育環境が大きく向上した。3歳以上児への主食の提供など、保護者のニーズを捉えた運営をしている。
下氷鮑	「保育所保育指針」に基づき適正に保育がされている。隣接農地を借りて、園児が作った野菜や米を給食に提供するなど「食育」にも力を入れている。3歳以上児への主食の提供や、行事の開催時間の変更など、保護者のニーズを捉えた柔軟な運営をしている。

5 移管の考え方

(1) 土地について

保育所用地は、「無償貸与」とする。

(使用貸借契約を締結し、土地の使用目的を当該保育所の設置及び運営の用途に限定)

(2) 建物について

園舎の耐用年数が経過している場合は、「無償譲渡」とする。

但し、耐用年数が残っている場合は、「有償譲渡」とし不動産鑑定評価額の4分の1の額を「譲渡価格」とする。三輪保育園・川田保育園は耐用年数が残っているため、有償譲渡とし、下氷鉋保育園は耐用年数を経過しているため、無償譲渡とする。

(3) 備品について

備品は、「無償譲渡」を基本とする。

※(1)～(3)までの考え方については、平成26年1月21日開催の政策会議で決定、同年3月28日開催の社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び4月7日開催の市議会会派総会で説明し、了承済み。

(4) 譲渡価格等について

(単位：円)

園名	不動産鑑定評価額	譲渡価格(税抜)	財産処分納付金額※1 厚労省(建設補助)	財産処分納付金額※2 総務省(きめ細かな交付金)
三輪	20,200,000	5,050,000	国と協議中	国と協議中
川田	18,930,000	4,732,500	国と協議中	なし
合計	39,130,000	9,782,500	—	—

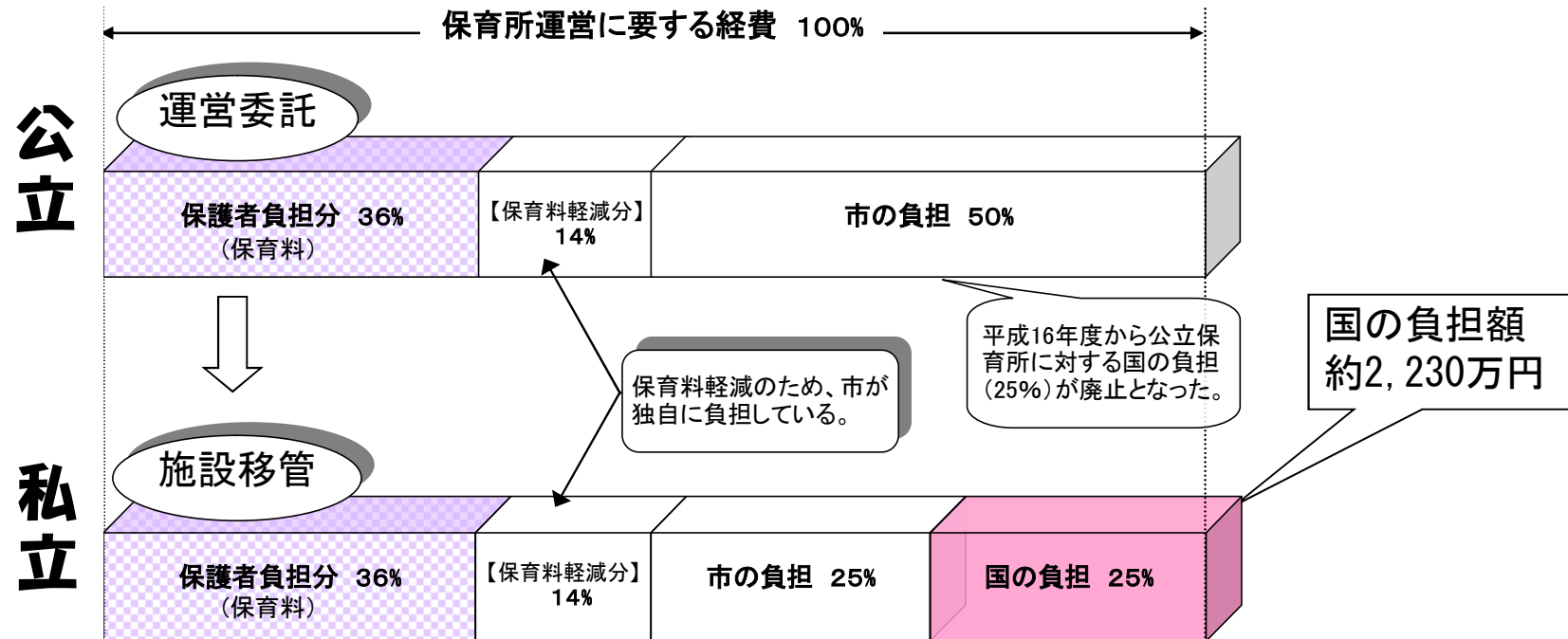
※1 返納金算定式
返納額＝
譲渡額×(補助額÷総事業費)

※2 返納金額については国の
審査により決定(3月上旬頃)

※下氷鉋保育園は、園舎改修時の市債の早期償還がある。

6 施設移管前後の運営費の負担割合のイメージ

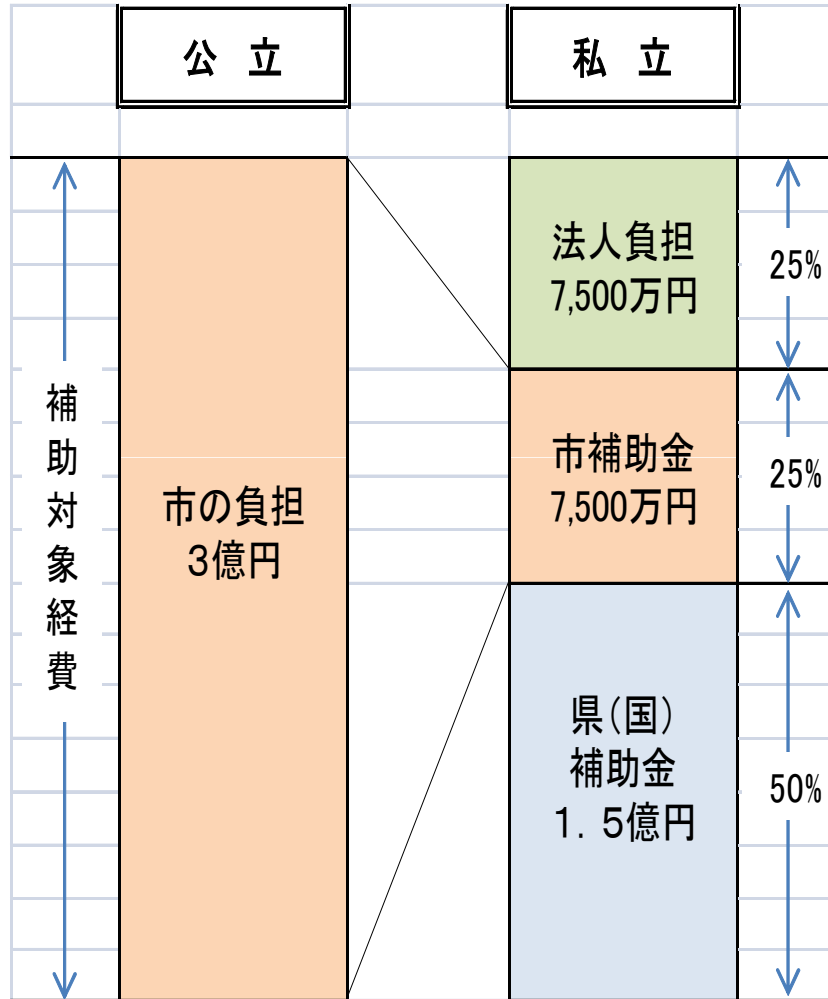
利用定員規模100名の保育所



※ 来年度の「子ども・子育て支援新制度」の本格スタートに伴い、保育所等運営に要する経費(「施設型給付」)については、私立施設の場合、国1/2、県1/4、市町村(指定都市・中核市含む)1/4となる見込み。公立施設は引き続き市町村の一般財源によることとなる。

7 園舎建替えの財政負担

【3億円の園舎を改築する場合の比較モデル】



社会福祉法人等による
国等の補助金を活かした
早期の施設整備により、
保育環境の向上が期待
できる。

※土地の購入、整地等に要する費用については、
補助対象外となる。

※解体撤去工事及び仮設園舎整備工事に係る経費
については補助対象となる。

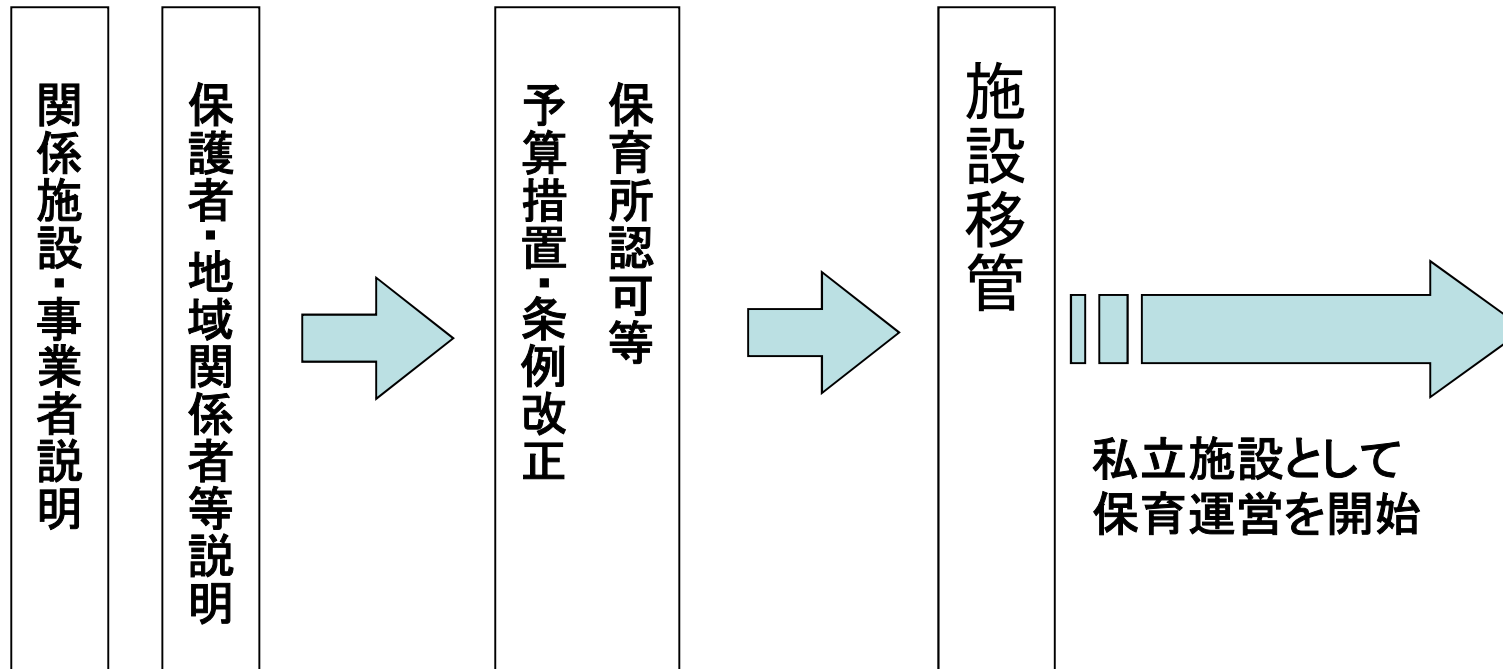
※この補助率は、県の「安心こども基金」を活用した
場合のもの。

8 今後のスケジュール等

H26. 12月～H27. 1月

2月～3月

4月



【移管後の市の関与について】

- ・市は私立保育所に対する認可権、指導監督等の権限を有することになるため、移管後も、必要な助言、指導を行い、保育の質の向上を図る。
- ・福祉監査室による施設監査を行い、適正な保育運営を担保するとともに、問題が生じた場合には、速やかに改善命令、指導を実施する。